

R7 年度 介護老人保健施設わかな所定疾患施設療養費算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

令和7年度算定状況（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

診断名/年月		令和7年度					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
肺炎	人数	1	1	2	1	0	0
	治療日数	7	2	9	2	0	0
尿路感染症	人数	3	5	3	2	0	2
	治療日数	21	35	18	10	0	10
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	1	0	0	0	0	0
	治療日数	5	0	0	0	0	0

診断名/年月		令和7年度					
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	0	1	0	0	0	0
	治療日数	0	5	0	0	0	0
尿路感染症	人数	3	0	8	3	1	0
	治療日数	14	0	41	18	1	0
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0

【算定条件】

所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を算定することは認められないものであること。

所定疾患施設療養費と緊急施設療養費は同時に算定することはできないこと。

所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

- イ 肺炎
- ロ 尿路感染症
- ハ 带状疱疹
- ニ 蜂窩織炎

算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

算定開始後は、前年度の当該加算の算定状況を公表すること。

<治療内容>

主治医の診察を元に、血液検査・血中酸素飽和濃度測定・抗生剤の内服・抗生剤の点滴注射・水分補給（経口・点滴）など適宜必要な処置を行います。